

平成21年度の

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料について

三重県後期高齢者医療広域連合議会（平成21年2月）の議決により平成21年度の保険料の算定方法が一部変更されます。

1. 均等割額の9割軽減について

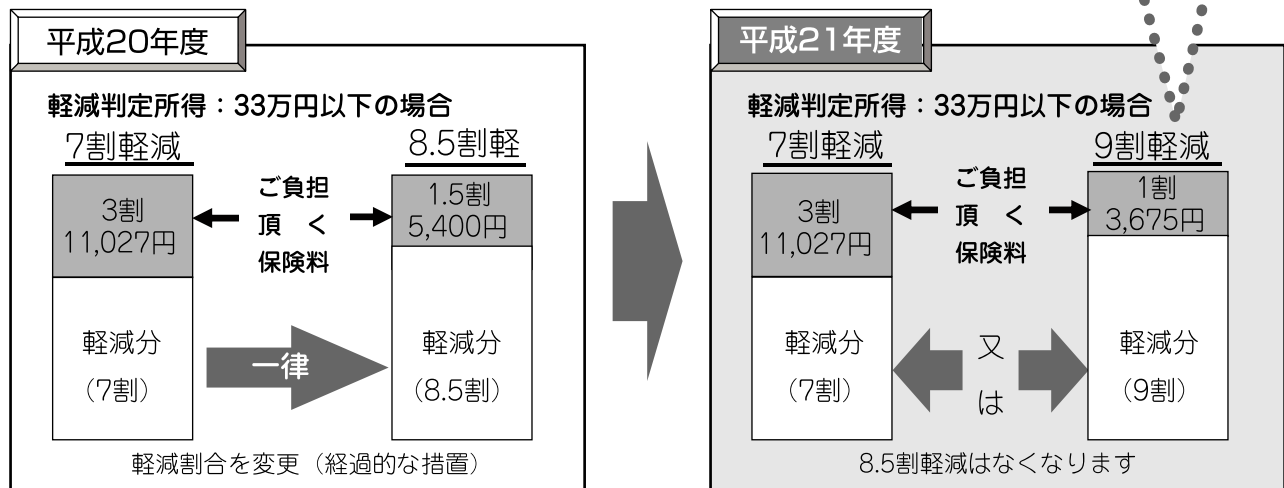
保険料のうち、均等割については、軽減判定所得が33万円以下の場合、平成20年度は経過措置として、一律7割軽減から8.5割軽減に変更しました。

平成21年度からは、8.5割軽減はなくなり、7割軽減または9割軽減（7割軽減に該当する場合において、下記の条件を満たすときに限り9割軽減）となります。

平成20年度の均等割額が8.5割軽減となっている場合、平成21年度の保険料は世帯及びその所得金額が平成20年度と同一であっても、所得の状況（下記の条件）によって保険料が上がる場合と下がる場合があります。

【均等割9割軽減の条件】

7割軽減に該当する場合において、被保険者全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円であること。



2. 所得割の軽減について

平成21年度においても、所得割を算定する基準所得（前年の総所得金額等－基礎控除33万円）が58万円以下の場合、所得割額が50%軽減されます。

（年金収入のみの方の場合、153万円から211万円までの方が対象となります）

3. 「被用者保険の被扶養者」であった方の保険料について

長寿医療制度の資格取得日の前日に「被用者保険の被扶養者」であった方については、長寿医療制度の被保険者となった日から2年間「所得割」の全額は課されず、「均等割」の5割が軽減されます。

なお、平成21年度については平成20年10月より引き続き、「均等割」の軽減が9割となります。

※被用者保険の被扶養者であったにもかかわらず、保険料額が軽減されていない方は、町民福祉課へお申出ください。

「被用者保険の被扶養者」とは

全国健康保険協会（協会けんぽ：以前の政府管掌健康保険）、企業の健康保険組合、船員保険、公務員共済組合等に加入する家族の方に健康保険上で扶養されていた方であり、市・町国民健康保険及び国民健康保険組合であった方は含まれません。

4. 保険料の年金天引きから口座振替への変更について

これまで、年金天引きから口座振替への変更について①国民健康保険料をこの2年間滞納なく納付されていた方（本人）が口座振替により納付する場合や、②年金収入が180万円未満の方で、世帯主又は配偶者の口座振替により納付する場合に限って、口座振替とすることができましたが、こうした要件がなくなりました。

ただし、これまでの納付状況等から口座振替への変更が認められない場合があります。

◇年金天引きの方で、口座振替による納付をご希望の方は、町民福祉課にお申し出ください。

また、申請の期限はありませんが、申請の時期により口座振替への変更の時期などが異なります。

なお、お支払いする保険料の総額は変わりません。

◇**年金天引きで支障のない方は、お手続きの必要はございません。**

お問い合わせ先 町民福祉課 377-5652

○ 所得税及び個人住民税の社会保険料控除について

口座からのお支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が変動する場合がありますので、十分ご留意下さい。詳しくは税務署または総務税務課税務係にお問い合わせください。

お問い合わせ先 総務税務課税務係 377-5655

5. 保険料が年金天引きされている方の4・6・8月の保険料について

平成20年8月にご通知いたしましたとおり、保険料が年金天引き（特別徴収）されている方の平成21年4・6・8月分の保険料については、仮徴収として平成21年2月分と同額をそれぞれ年金から天引きさせていただきます。

6. 保険料額と納付方法について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を算定し、賦課を行います。

原則7月中旬頃に保険料額及び納付方法の通知を朝日町役場から郵送します。

ただし、昭和9年6月1日以降の誕生日の方で75歳年齢到達により後期高齢者医療制度に新たに加入した方の場合は、誕生月の2ヶ月後に保険料額及び納付書（普通徴収）の通知を朝日町役場から郵送しますので、指定された納期限までに役場・銀行・郵便局の窓口で保険料をお納めください。

『定額給付金事業』『子育て応援特別手当』のお知らせ

◆定額給付金事業

「定額給付金事業」は、景気後退下での生活者の不安に対処するため、家計への緊急支援とともに、地域での消費を増やし景気を下支えする経済効果を有する事業として、国において平成20年度第二次補正予算に盛り込まれた事業です。

平成21年1月27日に国会の審議を経て補正予算が成立し、現在、この予算の財源の裏づけとなる「平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案」を審議中であり、給付時期は未定です。

◆子育て応援特別手当

「子育て応援特別手当」は、現下の厳しい経済情勢における多子世帯の子育て負担に配慮するため厚生労働省が平成20年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円を支給する事業です。

「定額給付金事業」と同様に、この予算の財源の裏づけとなる関連法案を国会で審議中であり、現時点では給付時期は未定です。

「定額給付金事業」及び「子育て応援特別手当」については、今後の国の動向を把握しつつ、速やかに給付及び支給できるよう準備を進めており、具体的な給付等の方法などが決まり次第、広報紙等でお知らせします。